

諮問（不）第 35 号

答申（不）第 35 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 5 月 31 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 5 月 14 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「下記の日時場所において、通報を受けた〇〇警察署の警察官が私と対応したことについて作成された令和 3 年 2 月 16 日付けの「陳述書」と題する文書・令和 2 年 10 月 2 日 J A A 支店・令和 2 年 10 月 5 日 J A B 支店」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「陳述書」と題する文書（令和 3 年 2 月 16 日作成）（以下「本件文書」という。）を特定し、令和 4 年 5 月 31 日付で、本件文書の関係者の役職（以下「本件情報 1」という。）及び警察官の勤務経歴（以下「本件情報 2」という。）については条例第 14 条第 1 号に、関係者からの聴取内容（以下「本件情報 3」という。）及び警察官の対応（以下「本件情報 4」という。）については、同条第 1 号及び第 5 号に該当するとして本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 4 年 6 月 7 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「保有個人情報の部分開示ではなく、全部開示を求め

る」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 農協関係者からの聴取内容及び警察官と関係者との対応内容は、当事者である農協関係者の会話の内容であり、第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報には該当しない。
- (2) 警察官が真摯に対応して、嘘、偽りのない報告書であれば、開示することにより、一層の信頼を得られることになる。警察が行う事務処理の適正な遂行に何ら支障をおよぼすおそれはない。
- (3) 黒塗り部分を開示しないことは、真実を警察官自ら闇に葬り去り、うやむやにしようとする行為に他ならない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

(1) 本件情報1

本件情報1については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることから、条例第14条第1号（開示請求者以外の者の個人情報）に規定された「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

すなわち、同情報を開示することで特定の個人が識別され、警察が誰から聴取したのかが明らかとなり、警察に事情を聞かれたという開示請求者以外の者の個人情報が保護されなくなるおそれがある。

なお、同情報は、条例第14条第1号ただし書に規定された不開示情報から除外する情報に該当しないことから不開示情報とした。

(2) 本件情報2

本件情報2については、開示請求者以外の者の個人に関する情報であり、警部補以下の経歴であることから公にされることを予定されておらず、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第14条第1号に規定された「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

また、条例第14条第1号ただし書ウの当該個人が公務員等である場合におい

て、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外される旨規定されているが、同情報は、公にされていない警部補以下の階級にある警察官の勤務経歴であり、職務の遂行に係る情報ではなく、管理される職員の個人情報として保護される必要があることから、不開示情報の対象となり、その他、条例第 14 条ただし書ア及びイの不開示情報から除外する情報にも該当しないことから不開示情報とした。

(3) 本件情報 3

本件情報 3 については、同情報から発言者を識別することができる又は発言者を識別することはできないが、開示することにより、なお発言者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 14 条第 1 号（開示請求者以外の者の個人情報）に規定された「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」「又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

すなわち、同情報を開示することで、警察が誰からどのような内容を聴取したかが明らかとなる、又は発言者が明らかとはならないとしても「警察から事情聴取を受けた関係者が「警察に事情を聞かれたという事実やその内容を請求人に特定されるのではないか。」といった不安を抱くことなく引き続き平穏な生活を営む」権利利益を害するおそれがある。

また、同情報は、条例第 14 条第 1 号ただし書の不開示情報から除外する情報には該当しない。

さらに、同情報は、関係者が警察官からの聴取に対して任意に回答したものであり、これを開示したとなれば、関係者からの信頼を失い、今後、同様の機会があった場合に、警察官の聴取に対する任意の協力が得られなくなるという事態が十分想定されるなど、警察法第 2 条第 1 項に規定された警察の責務を適正に遂行、達成するために必要な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 14 条第 5 号（行政運営情報）に規定された「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

よって、同情報については、条例第 14 条第 1 号及び第 5 号に該当することから、不開示情報とした。

(4) 本件情報 4

本件情報 4 については、同情報から警察官と対応した関係者を識別することができる又は対応した関係者を識別することはできないが、開示することにより、なお対応した関係者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 14 条第 1 号に規定された「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる

もの」に該当する。

すなわち、同情報を開示することで、警察が誰とどのような対応をしたかが明らかとなる、又は対応者が明らかとはならないとしても「警察と対応した関係者が「警察と対応した事実や内容を請求人に特定されるのではないか。」といった不安を抱くことなく、引き続き平穏な生活を営む」権利利益を害するおそれがある。

また、同情報については、条例第14条第1号ただし書に規定された不開示情報から除外される情報には該当しない。

さらに、同情報は、関係者が警察官の職務に対して任意に対応した状況が記載されているものであり、これを開示したとなれば、関係者からの信頼を失い、今後、同様の機会があった場合に、警察官の職務に対する任意の協力が得られなくなるという事態が十分に想定されるなど、警察法第2条第1項に規定された警察の責務を適正に遂行、達成するために必要な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第5号に規定された「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

よって、同情報については、条例第14条第1号及び第5号に該当することから、不開示情報とした。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求書によれば、請求人は、本件処分にある開示しない理由として開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するとあるが、関係職員も請求人や警察官と共にその場所にいたのであるから、本件の当事者となるため、第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当しない旨主張している。

この点、条例第14条第1号に規定された「開示請求者以外の者の個人情報」とは、公安委員会及び警察本部長における長崎県個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準では、開示請求に係る保有個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人に関する情報とされており、本件においては、開示文書に記載された関係者や警察官の個人情報は、その事案においてその場所に所在していたとしても開示請求者以外の個人に関する情報に該当するのは明らかである。

また、請求人は、処分庁が関係者からの聴取内容等を開示することにより、同関係者からの信頼を失い、協力を得られなくなることを不開示の理由としていることに対し、陳述書に嘘、偽りがなく内容も警察官が真摯に対応したことが記載されているのであれば、全部開示することにより、一層の信頼が得られることになる旨主張している。

請求人は、開示することによる利益について、警察に対する信頼が一層確保されると主張するが、前述のとおり、開示することによって警察の職務執行に協力

が得られず、警察法第2条第1項に規定された警察の責務が適正に遂行、達成できなくなるおそれが十分に想定される。これらを比較衡量しても、請求人が主張する開示することで一層信頼が得られる利益よりも、開示しないことで得られる警察法第2条第1項に基づく警察職務の適正な遂行を確保する利益の方が保護するに値すると認められる。

さらに、請求人は、全部開示しないのは、事案の内容について、警察が真実を闇にほうむり、うやむやにしようとする行為にほかならない旨主張するが、前述のとおり処分庁は本件開示請求に対し、条例の規定や審査基準に基づいて適正に判断していることから、請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

本件処分において、実施機関が特定した本件文書は、特定日に請求人から提起された長崎県（長崎県警察）を被告とする損害賠償請求訴訟の書証として長崎地方裁判所に提出された文書であることから、請求人に係る実施機関の保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示情報について

実施機関は、本件文書について別表の不開示部分欄に掲げる部分を同表の適用条項欄のとおり条例第14条第1号及び5号に該当するものとして不開示にしている。

以下、不開示部分である本件情報1ないし4について検討する。

3 条例第14条第1号該当性について

条例第14条第1号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に

規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件情報1ないし4を見分したところ、

- ・本件情報1は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの
- ・本件情報2及び3は特定の個人を識別することができないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

が記載されていることが認められたが、

- ・本件情報1ないし3は、同号ただし書きのアないしウのいずれにも該当しない。
- ・本件情報4は警察の開示請求者以外の者に対する対応内容であり、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することができないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとまでは認められなかった。

以上のことから、本件情報1ないし3は条例第14条第1号に該当するが、本件情報4は同号に該当しない。

4 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件情報3及び4を見分したところ、

- ・本件情報3は警察官が関係者から聴取した内容
- ・本件情報4は警察官が関係者と対応したときの内容

が記載されていることが認められた。

これらの情報は、開示されることにより、関係者からの信頼を失い、今後同様の機会があった場合に回答を得られない事態が想定されるなど、警察の適正な事

務の遂行に支障を生じるおそれがあり、同号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するという実施機関側の説明には首肯できる。

以上のことから、本件情報3及び4は条例第14条第5号に該当する。

5 結論

以上のことから、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

別表

本件情報 1

No.	不開示部分	不開示内容	適用条項	審査会の判断
1	1 頁 12 行目	関係者の役職	条例第 14 条第 1 号	妥当
2	1 頁 19 行目			
3	3 頁 21 行目			
4	3 頁 25 行目			
5	3 頁 27 行目 (2 か所)			
6	4 頁 7 行目			
7	4 頁 9 行目			
8	5 頁 28 行目			
9	5 頁 29 行目			

本件情報 2

No.	不開示部分	不開示内容	適用条項	審査会の判断
1	1 頁 23 行目～24 行目	警察官の 勤務経歴	条例第 14 条第 1 号	妥当

本件情報 3

No.	不開示部分	不開示内容	適用条項	審査会の判断
1	5 頁 31 行目～ 6 頁 3 行目	関係者からの 聴取内容	条例第 14 条第 1 号	妥当
2	8 頁 1 行目～7 行目		条例第 14 条第 5 号	妥当

本件情報 4

No.	不開示部分	不開示内容	適用条項	審査会の判断
1	6 頁 5 行目～6 行目	警察官の対応	条例第 14 条第 1 号	妥当でない
2	8 頁 9 行目～10 行目		条例第 14 条第 5 号	妥当

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年9月16日	実施機関から諮問書を受理
令和4年11月29日	審査会（審査）
令和5年1月24日	審査会（審査）
令和5年2月13日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長職務代理者
浦川 末子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部教授	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
武藤 智浩	弁護士	会長